

青森県麻しん排除計画等の 一部改正について

青森県麻しん風しん対策会議
平成27年2月18日(水)

青森県健康福祉部保健衛生課

青森県麻しん排除計画等の一部改正

改正案件

- 青森県麻しん排除計画 ーはしかゼロを目指してー
- 青森県麻しん対策ガイドライン(発生時対応編)
- 青森県麻しん対策ガイドライン(学校・保育所編)

改正理由

風しんに関する特定感染症予防指針(平成26年3月28日付け厚生労働省告示第122号)が策定され、平成26年4月1日から適用されたところである。

風しんの排除を達成することを目標とし、その取り組み内容は、麻しん対策の取り組み内容とほぼ同じであることから、既存の上記計画等に風しんについて盛り込むものである。

主な改正内容

「麻しん」に「風しん」の文言を加え、風しんも麻しん同様に対応することとする。

施行期日

平成27年4月1日